

第九十六回 参議院商工委員会議録 第十号

昭和五十七年四月十三日(火曜日)

午前十時十三分開会

委員の異動

四月九日

辞任

高木 正明君

補欠選任

市川 正一君

下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

降矢 敬雄君

岩本 政光君

野呂田芳成君

村田 秀三君

委 員

上田 稔君

大木 浩君

金丸 三郎君

川原新次郎君

楠 正俊君

斎藤栄三郎君

松尾 官平君

森山 真弓君

阿具根 登君

瀬谷 英行君

高杉 達忠君

田代富士男君

馬場 下田 京子君

井上 重郎君

安倍晋太郎君

政府委員

通商産業大臣官

小長 啓一君

房長

官

大

臣

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明並びに補足説明はすでに前回の委員会において聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○阿具根豈君 鉱害二法案につきましては、すでに復旧法の方は三十年、賠償法の方は二十一年、こういう経過をたどっております。そして前を調べてみると、二十七年に復旧法が制定されたそのときの説明、十年たつてまた十年延期の説明、さらにもう十年の延期の説明、これを聞いてみますと全部同じ説明である。質問もほとんど同じ質問が繰り返されておるわけです。そうしますと、いつの場合でもこの十年間で鉱害は全部終了いたします。これはもちろんそういう気持ちはどちらでやらねばならないことはわかつております。そしてそれなりに成果の上がつておることもわかります。しかし、たとえば十年前の質問の中でやつてみると、この十年間に残った賠償額はどのくらいあるか、こういう質問がされております。それについて、約一千億そこそく、一千二百億ぐらいのものが出ておられる、それを十年で賠償するのです、こうなつておるわけです。ところが、今度は二年間さらに調査されて六千六百七十億。その内容を聞いてみると、いわゆる石油ショックで非常に物価が上がってきた。だから、約四倍に物価が上がってきたから六千六百億はちょうど前の一千億と変わらないようになつておる、こういうことになつてくるわけです。

そうすると、この十年間ではどれだけの賠償をやられたか、さらに物価を今後どのくらい見込んでこれをやられたか。そうしませんとまた十年後同じ質問をしなけれども、同じ提案をしなければならぬ、こうのことになりますので、この

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のとおりに、昭和四十七年の延長の際に千七百億円程度ございまして累積鉱害をその十年間で最終的に処理をするという方針で法律の延長をお願いいたした次第でござります。その当時からその後の経過を踏まえてみると、いま阿具根委員も御指摘になられましたとおりに幾つかの要因がございまして、これが最終的な処理を図り得なかつた事情がござります。またとおりに幾つかの要因がございまして、これが最終的な処理を図り得なかつた事情がござります。御指摘になりましたように、一つには、石油危機に端を発する物価上昇で復旧費が上昇したといふ要因がございます。

またさらに、四十七年当時にはまだ内陸部におきまして石炭を掘採をいたしておりまして、二

五百二、三十万トンの出炭がございまして、その後そういったところから新しい鉱害が発生してきた

というような事情がございます。

さらに三番目には、いま当然のことであるこ

ういう御指摘がございましたが、湧水、浅所陥没

といったような鉱害があらわれてまいつたわけ

ござります。これはもちろん当然想定されるとい

う御指摘でござりますが、その当時いたしまし

て、今度全面的に筑豊地域で閉山になったというこ

とで、従来くみ上げておりましたような水が今度は地下水の水位の変動というかこくにあらわれてしまいまして、そういった事情から、地下水の水位の変動ということを通じながら湧水あるいは浅所陥没といったような新しい形態の鉱害が出てきたわけでござります。さらに、科学認定調査あるいは裁定といったようなことから従来想定し得なかつた鉱害が出てきたということでおざいます。

ということで鉱害復旧事業団の機能の充実等を図りながらいろいろ努力はしてまいったわけでござりますが、いま申し上げましたような事情で、まだ現時点で言えば約六千億程度の累積鉱害が残つておるということですございます。これに関しましては、御承知のように大体石炭の稼行区域も海の方になつてしまひました。内陸部の稼行炭鉱というのは北海道の一部、これもかなり山林の中とどうことでござります。それからまたさらに鉱害がかなり安定をしてきておるという事情がございまして、毎度同じ答弁ではないかといふ御指摘ではございますけれども、私どもそういう事情を考えますと、今後約十年間にこの最終的な処理を図る、こういうことは十分可能ではなかろうか。また鉱害部会の諸先生方の技術的あるいは法律的な御検討の結果でも一応そのようなかつてやつていただけるんではないかということで、特に政府としても最終的な処理を図るように万全を尽くせという御答申をいただいておるわけでございまして、いま申し上げましたような事情がございますことを御監察いただきまして、私どもともぜひこの十年間に最終的な処理を図りたい、かように考えております。

○阿具根監督 ちよつと具体的になりますけれども、有資力炭鉱、無資力炭鉱についてはこの比率を後でお伺いいたしますが、大体この鉱害の大きさにところを考えると九州は当然です。この中に岡が一番でしよう。佐賀、長崎、當鑿こういう順番に被害の大きいところはなつておると思うのですが、

す。そうしますと、各県の残存被害状況、三十年やつてきた、賠償では二十年やつてきた、そして今度六千七百億の、鉱害復旧が残っておりますが、その内訳は福岡がどのくらい、それから佐賀がどのくらい——できれば佐賀は杵島であるとか古賀山であるとか、もう古賀山は終わつたのか、杵島は終わったのか、そういうところがどのくらい、古河系統がある、こういうところがどのくらい、ま残つておるのか。長崎は一体世知原はどうなつたかというような問題、北松はどうかというような問題も、炭鉱はなくなつてしまつたけれども鉱害だけは非常に多く残つておると思うのです。そこの各県別にできれば昔の企業別に教えてもらいたいと思うのです、どれだけ残つておるか。

○政府委員(福川伸次君) 私どもとしては五十四年度の初めの時点におきまして鉱害量調査を実施いたしたわけでございますが、これにつきましては鉱業権者あるいは関係道県あるいは市町村等に調査票を配布いたし、また鉱害事業団の企業の協力を得て調査をいたした次第でございます。これはその法律を延長すべきかどうかということを調査することが主眼でございまして、その結果、いま御指摘のとおりに六千六百七十億円という鉱害量が一応想定された次第でございます。

これが道県別にどういうことになつておるか、あるいは企業別にどうかという点がござりますが、この点に関しましては今後さらに鉱害の基本計画をつくります段階で、これが一体何県にどのくらいあるかという点はさらに精査をしていくわけですが、この点に関しましては今後さらに鉱害の基本計画をつくります段階で、これが一体何県にどのくらいあります。佐賀県が御指摘のとおりにそれでござりますが、おおむね概要を考えて想定して見ますと、福岡県が全体の約七五、六%程度になります。佐賀県が御指摘のとおりにそれでござりますが、おおむね概要を考えて想定して見ますと、福岡県及び熊本県これがそれぞれ三%程度になります。残りがその他の地区と、こういう状況に相なつておる次第でござります。

番多いところですが、その福岡の中では資力はどこでこなのが、無資力はどこでこなのが、さらには公共事業については五〇%有資力は賠償しなければならない。農地が一五%ですか、家屋が三五%、それに恐らく公共施設はもうほとんどないと思うのです。これは学校なり道路なりあるいは水道なりというところでしようからほとんどないと思いますが、この有資力が責任を負わねばならぬ五〇%の公共事業はどうぐらい残つておるか、これを教えていただきたい。

○政府委員(福川伸次君) いま福岡県が大体七五六六%と申し上げたわけでござりますが、その中で有資力鉱害のウエートが高いものはどうかといたしたことでございますが、福岡県で例をとつて見ますと、三井鉱山あるいは古河鉱業といったあたりなどもしてはありますがこの有資力の鉱害として残つておるわけでございます。それで全体の中で公共施設がどのくらいかということでございますが、私どもとしては大体六千六百七十億円、全体で見ますとそのうちの公共施設が六百八十億円程度、したがいまして、大体概括的に見ますと公共施設の分が全体の一割程度ということがこの福岡県の鉱害の現状ではなかろうかと、かように考えております。

○阿具根豊君 そうすると、公共施設の一割がまだ残つておると、一割の中で恐らく公共施設、学校とか役場とかそういう問題はもう三十年もたつておりますから全部終わつてしまつていると思ふのです。そうすると、あとは河川ですが、木道ですか、どこですか。

○政府委員(福川伸次君) いま私、申し上げましたのは、鉱害量の中で一割程度ということでございます。御指摘のとおりに、学校等はかなり復旧が進んでおるわけでござります。残つておりますのとおりに河川あるいは上下水道、こういうものが多く残つておるわけでござります。したがいまして、道路とかあるいは学校とかこういったものばかり復旧が進んだと、かように考えておりま

○阿長根登君 それからもう一つ、家屋の問題で三五%有資力で、家屋は一回復旧すればそれで体終わりになつておりますが、實際それは適用されておるのかどうか。それから農地の問題につきましても、私が知つておる範囲内では陥没したところを一回復旧しても何年かたてばまたひ割れがくる、陥没する、二回も三回もこれは補修しなければならぬ、こういうことになつておると思うのですが、實際そうなつておるのか。そしてもう農地は固まつてしまつたのか、その点を一つ。それからもう一つは、有資力の炭鉱がいま鉱区を持つておる。これは別の方からもお答えがあると思うのですがね、この鉱区は一体どう考えておられるのか。たとえば率直に申し上げまして、いま有資力は三井と古河だとおっしゃった。三井と古河が鉱区を持つておるのである。鉱区そのものに対しても私は一つの疑問を持つておるのである。これは先願主義で早く申請した人が鉱区の保有者になつておる、権利者になつてくる、掘りもせぬ鉱区をいつまでも持つておる、こういうことがいまでも許されていいのかどうか。これだけの鉱害を与えて三十年もかかつてもまだ鉱害が終えんない。こういう状態の中でもやはり依然として掘りもしない鉱区を自分の財産としてその方面にいつぱい持つておる。この鉱区、掘れるような鉱区はどのくらいあるか、わかつたら教えてもらいたい。掘れもしない鉱区を持つておる。私なぜこんな質問をするかと申し上げますと、この鉱害が終わっても石炭の需要というものは私はまだ続くと思うのです。そうした場合に、大きな炭鉱で掘ることはもうできない、九州あたりはもうそんな鉱区はないし私は思つておる。そうすると、いま残つておる鉱区は、そういう大資本じや掘れないけれども、これはタヌキ掘りとかあるいは露天掘りとか、手をつけていけばまた二次、三次の鉱害を出すものになるじゃないか、掘れもしないような鉱区だったならばもう事業団でも政府でも買い上げてしまつたらいいじゃないかと、私はそう思うのです。

これはひとつこういうことを思い起こしてもらいたいのです。北海道の朝日炭鉱の場合、これは名前も申し上げますが、鉱区は北炭の鉱区でした。それを鉄源が掘つておったんです。そして、りっぱな選炭機もできておった、立て坑もあつた、そして社宅もりっぱにきておつた。それで、通産省と私たちも御相談に応じましたけれども、そこを掘り進めばりっぱな鉱区もあるし、やれるということで、これは鉄源の、もう亡くなられましたけれども、社長は、通産省の指導に天の声だと言つて喜んでこの探鉱を進めたわけです。ところが、鉱区を北炭が持つて譲らない、掘らせない、そのため残念ながら閉山になつてしまつた、こういう状態があるんです。それなりに北炭が掘つておるかというと、掘っていないんです。自分は、もう十何年たつ、二十年近くたつて、掘つてもおらないものを全然譲らないのです。そのため残念ながら朝日炭鉱は閉山してしまつた、そろも行きました。坑内も見てきました。

そういうようすに先願権を盾にとつて、全然自分がもしない鉱区を握つておいて、そして他人に渡さないと、こういう状態であつていいだらうか。これは合理化関係のとき質問したかったんですけれども、僕の番がなかつたから質問しておりますから、ひとつその点御説明してもらいたいと思うのです。

○政府委員(福川伸次君) 第一点は、その鉱害の復旧に関して何回も復旧をやつてあるんではないかと、こういう御指摘でございました。

公共施設それから家屋等の復旧に関しましては、工事が終了いたしました時点での効用が回復されるということをございますので、したがいましてその時点で鉱害賠償責任は消滅すると、こういうのが原則でございます。ただ、その場合にも復旧工事そのものに瑕疵があるという場合には、これは司法上の瑕疵担保責任ということから、その補修等をするということは十分考へ得ることでございます。

それから、農地等に閑しましても原則は同様でござりますけれども、物理的に復旧工事が完了をいたしましても、これは地味が前のようになつておるかどうかということで、復旧いたしますときにはまた土砂を入れたり、いろいろなことがございまして土質の変化が起こることがござりますので、その地味が回復をいたしませんと効用が回復したと言えない、こういうことに相なるわけでございまして、そのような観点から、たとえばその復旧工事が行われました後、農林水産省の方におきまして効用回復検査を実施いたしますが、十分回復していないということが明らかになります。した場合には追加工事を行う、こういうことでございまして、制度が設けられて昭和四十二年度からそのようなかつこうで処理をいたしております。したがいまして、農地等につきましては、いま申しあげましたような観点から追加工事を行っておりますが、それ以外の場合に、家屋等あるいは公共事業を含めまして、追加的にさらに何回も何回もやり直すということは、私どもとしてはいたしていいつもりでございます。

それから第二点といたしまして、いまの鉱業権を持つていてる者との関係がございました。現在の鉱業法及び石炭鉱業合理化法の体系によりますと、これは御承知のとおりに、現在石炭の臨時的な措置といったしまして、合理化法によりまして着能率炭鉱を整理いたしまして、合理化的な炭鉱を造成していくこととしていろいろな施策が講ぜられておるわけでございます。

御指摘のとおりに、鉱業法におきましては鉱業着手義務というものが課されておるわけでございまして、先願主義によりまして国が鉱業権を設定いたしますが、その権利の上に眼つってはいかぬこと、こうしたことから、鉱業法によりまして着手義務が課されております。しかし、石炭の場合に、非能率炭鉱の発生を防止するという観点から、坑口の開設の許可という制度が設けられておりまして、一定の合理化効果を上げる炭鉱でござ

いませんとその坑口の開設の許可がおりない、こういう状況になつておるわけでございまして、したがいまして、いまの鉱業法の着手義務との調整を図らなければならぬということで、法律的に石炭鉱業の場合には着手義務が外れておる、こういうことでございます。

もとより、その鉱業権を持って鉱業を実施いたしますときには、将来鉱害の発生とということにつきましては、飯十分考慮して操業にからねばならないわけでございまして、その意味では周辺地域社会との合意ということが十分必要に相なるわけでござります。鉱業権の権利の上に眠つておるといふことがいかがかということをございまして、非が、申し上げましたような法律によりまして、非常に率炭鉱の発生を防止する觀点から、坑口開設の許可をもつて一定の範囲でしかやらせないということでござりますので、そういった鉱業権と言ひながらも一種の財産権でございますためにそのような調整が図られておる、こういうことになつておるわけでございます。

その鉱業権者が、従来の鉱害の賠償ということにつきましては、もちろん政府も相当の助成策を講じてこの鉱害の復旧ということに努力をいたしておりますが、有資力の場合、鉱害賠償の本来の考え方から申しますと、当然のことながらわけるべきましては十分努力を払うべき立場にございます。いま申し上げましたような觀点から、そこらに両方で鉱業着手義務との調整を図るというが、現在の法律的な制度に相なつている次第でござります。

それから、それに関連いたしまして、朝日炭鉱の例を引かれてお話をございました。その朝日炭鉱そのものが、いまお話しの鉱害との関係といふことよりはむしろ鉱業権者相互間の調整といふことで、このときいろいろと問題があつたというふうな御指摘がございましたわけであります。この

ときははそれそれを鉱業権の調整との觀点から、両者でいろいろ話し合いが行われたようでございました。結局、いまお話しのように、朝日炭鉱は最終的に閉山と、こういうことに相なつたわけあります。ですが、いまそいつた両方の鉱業権の譲渡等の問題につきましては、先ほど申しましたような合理化法の体系ということがございまして、これはあくまでも両鉱業権者の話し合によって處理されることでござりますし、あるいはまた、あのよくなケースでございますと、あるいは場合によつては、当時通産省としても、いろいろな觀点からその合意形成ということについて努力をいたしましたが、無資力の場合は一切を買い上げられておるから申しますと、先ほど申し上げましたようなことで処理するというのが現在の体系に相なつている次第でございます。

○阿木根登君 それで、鉱区権の問題で、たとえば有資力だから農地で一五%これは責任持たねばならぬ、住宅で三五%と、こうなつておるんですが、無資力の場合は一切を買い上げられておるから、これはやむを得ぬです。しかし、有資力の場合、そういう鉱区を周辺に幾つも持つておつて、これはいま言われたように財産です。そういうのを持っておつて、そして物価の上がるのを待つておる。鉱区の上がるのを待つておると、こうありますように、鉱区も一つの権利であり、財産であるから、だからそれをいつまでも自分が持つておる、だれも掘ることもできない、掘らせもしらないと、そして、鉱害はまだ依然として残つておると、こういう状態でいいかどうか。そういう場合、やはり鉱害も相当な荒れ方をしておるんですから、だから、掘らない鉱区は、もうこれは先願権で権利はあるけれども、何とか外してもらいたいというふうなことはできないのか。

これは、今度の合理化措置法の改正でも、隣接鉱区の法定の緩和というのがありましたから、私

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のとおりに、昔稼行いたしておきました筑豊、こういったあたりには、もちろんある程度の残炭量はあるうかとは思いますが、いま先生まさに御指摘のとおりに、将来の鉱害等々を考えますれば、恐らく掘り得るところというのはほとんどないだらうと私も思います。

で、また、もちろん現在鉱業権者が鉱業権を持つておると、こういうことにつきましては、これは、その鉱業権者は鉱害賠償責任を負つておるわけがございまして、自分の鉱業権の中で起こりました鉱害というのは、その鉱業権者は当然処理をしなければならない、こういうことでございま

す。

しかば、その鉱業権者がそこをさらに掘るのかどうか。これは、先生の御指摘は、掘らないで

かどうかと、そういう点は十分吟味してからねばならないというふうに思います。鉱業権が存在いたしませんことは、その鉱業権者はもちろん、その鉱業権は消滅いたしましてもでござりますけれども、鉱業賠償責任は負っておる。これはもちろん政府も相当の助成措置を講じております。これは、国土の保全、民生の安定という観点から相当の国費を投入はいたしておりますが、その比率の多寡は別といたしまして、これはやはり鉱業権者がその賠償責任を全うしていくことがたてまえでございます。

したがいまして、いま御指摘のような探査権といふものの上に権利が眠っているというのがどういうことであるかという点はございますが、私どもとしては、まず鉱業権者がその処理をしていただく。そして、もしそれが鉱害の処理も行わ

は喜んでそれに賛成したんです。で、賛成したけれども、そういうふうで、自分の鉱区は離さないということであつたら、なんぼ隣接鉱区を緩和しても、これは掘れないのです。そうかといって、別に穴をあけて、立て坑を開いて石灰岩を掘るといつたら、いま百億や二百億じやこれはできないのです。そうすると、それだけの資本を投下して、それを取り戻すということは、いまの炭鉱ではできないのです。これは、政府の支援でやつとこさ息をついている炭鉱です。できないのです。そういうのをわかつておりながら、なぜ先願権というやつに縛られてしまつて、そして自分の財産で持つておくのかと、これが言いたいのです。自分が掘ればいいのです、掘れば。しかし、掘るだけの資力を持たぬはずです。また、福岡にもそういう炭鉱はほとんどないと思うのです。あれば、先ほど申し上げましたように、露天がタヌキ掘りか、そういうものしか、恐らくもういいところは掘り尽くしておるから、ないと思うのです。そうすると、そういう権利だけ、財産権だけを持つておるということは、いいことだらうか悪いことだらうかと、ちよつとこれは疑問を抱くわけなんですが、いかがですか。

置いておいて、ほかでだれかが掘り得るのはそれ
を掘らないで、権利の上に眠っているのはけし
からぬではないだろうかと、こういう御指摘であ
るうと思いますが、現実のケースを、どれを先生
想定していらっしゃるか私もちよつとまびらか
にいたしませんが、現実で、いまその将来の鉱害
の発生、先生おっしゃるように、露天掘りと、こ
ういうことになりますと、それは相当その土地の
使用ということもございましょうし、それから地
域社会との調和ということも十分考えなければな
らぬと、こういうことに思うわけでございます。
したがいまして、そういった当事者間でも、もち
ろんその経済性の評価の話し合いもしなければな
りませんし、さらにまた、鉱害の処理ということ
をどういうふうに当事者間でするかという点も御
議論がなされなければならない。また地域社会、
地域の周辺の方々との理解、合意をどうやって取
りつけていくのかと、こういうことに相なると思
います。

で、現実にも、先生御指摘のとおりに、そういう
った将来の鉱害発生の費用、あるいは従来の鉱害
の処理と、こういうことを考えますと、いまそこ
を果として深掘するということが見実内であるの

跡、私はもう四、五年見ておりませんから、~~断定~~
的には申し上げられませんけれども、私が五、六
年前行つて見てきたときは、もう非常に危険な区
域だ。それで近所の人聞いてみたんですが、子
供が走るとははらしますと。大きなダムです。
すごいダム。これはやはり石炭だけ掘るわけじゃ
ありませんからね、石炭を掘るために上の土を
全部掘らなければならぬから、大きな池になるの
はあたりまえのことなんです。そういうのを現実
に見てきておるから、また石炭景気だというよう
になつてきたならば、手近なところをそういうう
とでやられるのじやなかろうか。そうしてやつた
後は無資力だということで、政府が全部責任を持
たなきやならぬ、県が責任を持たなきやならぬ
と、こういう状態になりますが、それなら
ば、事業団が今まで閉山で買い上げたように、

れ、さらにもう、将来の鉱害につきましても、それが大体大してもう鉱害にならぬだらうといふことで周辺の人たちの御理解が得られれば、これで私どもとしてはやはり当事者間でそれの話し合いで、いままそういうことが可能かどうかという点の実現可能性は、現実問題として私どもとしてはむしろ少ないのでないかと思いますが、もし仮に先生御指摘のようなケースがござりますれば、鉱業権者相互間でその辺の話し合いをして解決していくなどということではなかろうかと。しかし、現実に賠償の問題、地域社会の問題等を見ると、かなりむずかしい問題があるんではないかと、かように考えております。

○阿久根登君 おつしやるとおり、これはもう、ただ鉱業権者同士が話し合いをしたといつても、地域の了解がなければならないから、実際はできないことなんです。だからこういうことを言っておるわけなんです。できないやつを、いつまでも権利だ財産だと持つておるのがいいのかどうか、何かをやっぱり考えておるのじやないかと。なぜそういうことを言うかと申し上げますと、貝島、しま無資力炭鉱です。貝島の露天掘りの

と、それが事故につながるおそれがあると、こういうことで非常に問題になつております。四年の五月に更生会社になつておりました貝島炭礦に排水路を設けさせまして、これによつて水位を一定に保つという措置をいたしました。さらに、福岡県におきましては慎重の上に慎重にと、こういうことで、五十四年、五十五年の両年をかけまして、ため池の水利上の安全性についてということで、この三つの池並びにそれに連なつておる地下水の流れといったようなものについての調査を実施いたしまして、通産省、宮田町並びに更生会社もこれに参加をいたしております。その結果といたしましては、水位は標高十三ないし十四メートルでほぼ一定しておる。それから、結論だけを申し上げますれば、宮田町市街地地方へ直接地下水が流出するおそれはないということ

そこで、貝島の問題が出来ましたから、あのダムが幾つか、三つか四つあったと思うのですが、あの大きなダムは一体どういうようには復旧しようとしておるのか。あれを埋めていくとしても容易ならぬことだらうと思うし、あれを池にして、遊園地にするとか何とかという声も聞いております。けれども、実際問題としてどういうことなんだろうかと、こういうことを考える場合、日炭の場合でも、大きな池があって、これががけが壊れたら周辺の家屋は皆流れますよというような、非常に大きな陳情があつたこともよく知っております。そういうこともござりますので、あの掘った跡のダムは一体どうなるのか、堤は、あの池は。そういう点ひとつお知らせ願いたいと 思います。

○政府委員(神谷和男君) 御指摘のよう、貝島炭礦の露天掘りの跡に四つの大きな池がございます。特に先生御指摘の点は、措置がなされていなかつた三つの大きな池だらうと思います。その三所につきましては、揚水をとめたことによりまして水位が上昇をして岸壁を痛めるおそれがある

掘れないやつは処理したらどうだらうかという考え方でやつておるわけなんです。

で、水利上の安全性も一応確認されておりまし
し、周辺につきましての防さくその他はなされて
おる、こういう状況で、現在のところ安定してお
ると了解をいたしておりますが、これらの跡地に
ついては、先生も御指摘のように、更生計画の中
で、たとえば水資源に利用するとか、あるいは埋
め立てて土地にして活用するというような計画が
計画の中に盛り込まれておりますで、まだそのい
ずれにも決定をしているというふうに了解をいた
しております。こういう状態にござりますの
で、私どもいたしましては、現地の監視局等に
その後の状況を、やはり先ほど申し上げましたよ
うな措置はあるいはその調査の結果どおりになつて
おるかどうかということを現在監視を逐次させて
おると、こういう状況にございます。

○阿具根聟君 その宮田町の問題なんですが、四
つのうちにたしか二つは埋めるんだと、埋めて農
地にするのも結構だと思うのです。さらにまた、
私が一番心配しております一番大きなやつは、堤
防の破壊の心配されないとするならば、それは水
資源に使われるならこれはまた結構なことじゃな
いか。そういうように、やっぱり災い転じて福に
なす、もとに復旧するだけが目的じやなくて、よ
り有利な、より町民、市民の希望に沿うような復
旧の仕方は私は非常にいいんじやないかと、こう
思うのです。それで、それはあの二つだけですか
か、池として残して水資源にするということは。
そうすると前の二つは農地にするんですか。

○政府委員(福川伸次君) いま御指摘のとおり
に、その四つございますうちの二つは防災安全対
策、防災工事を施しまして水資源開発に活用いた
しまして、あの二つの方は、これは埋め戻しを
行いまして、その跡地利用を考えていると、こう
いうことでございます。

現在、宮田町におきましてもいろいろその跡地
利用計画というのを御検討いたいでおるわけで
ございますが、いま更生計画におきましてはそう
いったことで実施をいたしまして、さらにその後
は地域振興のために効果的に使うと、先生おっし

やいますように災いを転じて福になすような計画を関係者でつくっていただき、こういうことで会社も対応を考える次第でございます。

○阿具根督君 そこで、問題はボタ山ですがね。ボタ山はいまどきのくらい残っておられますか。

それから、有資力の炭鉱が持つておるボタ山は幾つありますか。

○政府委員(神谷和男君) 四十八年から五十年度の調査によりますと約九百ボタ山がござります。このうち有資力のものが三割、義務者が不存在あるいは無資力のものが約七割、こういう状況と承知しております。

○阿具根督君 九百もあるボタ山が全部安全であるかどうか、ボタを捨ててつくった山ですからまあ二十年もたてば草も生えるでしょうし、木も生えるかもしれませんけれども、しかし、これは長期の雨が降ったり、大雨が降ったりしたならば、必ず流れ出る私は危険があると思うし、また、さっきの赤水じゃないけれども、黒い水が流れ出るだろう、こういうことも心配されるわけですが、九百もあるボタ山が、それでも完全な防災措置を持つておられるかどうか。ある一部ではまだ大雨が降つたら黒い水が流れてくるとか、あるいはそれで起きやせぬかという心配が相当あるということも聞いております。その点お伺いすると、有資力の炭鉱がボタ山を三割持つておる。これはボタ山も金になるんですね、ただじやまになるばかりじゃないのです。そうすると、これにまた利害が動くわけなんです。そういう点はどういうふうにお考えになつておるかお知らせ願います。

○政府委員(神谷和男君) 有資力のボタ山につきましては、私どもの監督官が監督検査を行ひ、その都度必要な防災工事の指示を行つております。したがいまして、私どもの通常の監督行政の中でお対応できるというふうに考えておりますし、無資力のボタ山につきましては、もう御承知のように、その中の危険な状態にあるものについて補助金制度により防災工事を実施いたしておると、こういう状況にございます。

ボタ山の利用、活用面につきましては非常に複雑な状況にございまして、私ども監督にある者がなかなか立ち入ってそこまで介入することはできませんけれども、できるだけ活用し、利用していただき、基本的に申し上げまして、放置しているいろいろな災害が起こらないように、十分の手を打つていただきたいと思いますし、私どもいたしましては、所要の監督を年々數十件ずつ行つておるところ、こういう状況にございます。

○阿具根登君 この九百もあるボタ山を災害が起らぬないように、まあいろいろ設備してやつておられるということは結構なことですけれども、その九百もあるボタは何にも使用できないのか、ボタ山として残すのか、それともいろんなコンクリートの材料になるとか何とかんとかということもあって、企業も相当握手を伸ばしたようですが、それだけの山を、まあいい資源じゃないかもしねけれども、一つの資源としてこれは活用することはできないのか。そうしないと、逆に先ほど申し上げましたような利害関係でいろんな動きがあるよう私聞いておるんです。だから、いろんな利害関係で動くその原因は、やはり危険だからというふうになつてくるのはあたりまえです。それで、それならば、公害局は絶対安全です、どんな雨が降つても結構です、危険性はありませんと、これはボタ山をのつかしてもらわにやいかぬといふことを言い切れるかどうか。一方では、これは危険だから、早く処理しなければならぬ、こういう意見が出てくる。しかも、九百もあるボタ山を処理すれば農地にもなるでしょうし、あるいは工業団地にもなるでしょうし、住宅地にもなるでしょうし、そういうやはり理論的な組み立てもつくつてこられるわけです。それで、現在、九百もあるボタ山はそのままじつとしておられるのか、どういふことなんですか、三割の問題は別として、七割は無資力ですから。

○政府委員(神谷和男君) 基本的に、御指摘のように、活用できるものはできるだけ活用していくべきだ。たとえば、水洗炭として再活用できるか、あるいはセメント原料として活用できるというような道もおのの考へていくことが必要でござりますし、さらに、適した状態にあれば取り除いて工業団地にするとか、あるいは住宅用地にするとかというような用途も検討され、また現実にそのように活用されている例があることは御承知のとおりでございまして、そういう方向でできるだけ活用をしていきたいし、成形された結果として危険が排除されるということが一番望ましいと考えております。

しかし、御指摘のように、非常にたくさんあるわけでござりますし、応急的な措置も講じなければならぬところがあると、こういうことでございますので、その都度状況を監督しながら措置はさせていく、こういう状況にございます。

また、山間部等にありますて、いま申し上げましたような活用が非常にむずかしいというようなものに関しては災害防止の観点に立った危険排除の措置を講ずるというケースも多いわけでござりますから、いかなる場合にもどんな雨が降つても大丈夫かという御質問でございますが、われわれといたしまして、保安関係に携わっておる者、大丈夫ですと申し上げなければいかぬわけでございますが、理論的にそう申し上げるのもやはりいかがかかと思ひますので、まず、絶対大丈夫という確信が持てるよう日に々努力を重ねておるというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○阿具根登君 非常にほつきりした御答弁をいただきました安心したわけですが、私たちが参る場合でも、やはりボタ山の危険性を言われるわけなんですね。もともとなかつたところに山ができるんですねですから、これを取つてしまえばもとの姿になるじゃないか、なぜこれを残さにやならないか、ましてこれを、資源の一部に使えば一石二鳥じやないか、何でこれを、もとここに炭鉱がありました

よと、「兵どもの夢の跡」じやないけれども、そんなものを残しておく必要はないじやないか、どうして資源に使わないのだという意見がまた強くあります。

だから、最初おっしゃいましたように、そういう資源に使われるやつであるならば、これはやはり大切な資源ですから、それをひとつ使う方に進めてもらいたい。そして、跡地はそういうふうに住宅地なりあるいは団地なり、あるいは農地なりに使われますから、狭い国土ですから、しかも炭鉱で荒らされて、荒らされたところのそれは人間のつくった山ですから、そういう点で、ひと皆さんの格段の御努力をお願い申し上げたい、かようと思つております。

それで最後になりましたが、石炭部長の先ほど答弁の中で、農地もやはり一遍で復旧しなければならないのだ、しかし二度、三度ということもありました、それは確かにあります。それで、家の場合でも、やっぱり一遍でも復旧は終わりだということになつてはおるけれども、しかし、そうでないところもあるだろうし、いろいろそれは懸念のあるところもございます。しかし、附帯決議にもお願ひしておりますけれども、この鉱害地というものはなかなか錯綜しております。常に事業団の方々は苦しんでおられるんです。これは私も知つております。この事業団ができた当時は、暴力ざたまで起こって、そして問題を醸したこともございます。いろいろあるけれども、公平にひとつ復旧をやつていただきたい、こういうことです。公平にひとつ復旧をやつていただけで、もう三十年たつたんだから、もうあと掘るものだって三十年も掘れば大抵掘り尽くしますよ。その後始末が三十年かかつても済まぬということではこれはどうにもならぬ。もう今度の十年間では後始末が全部できるよう特段のひとつ御努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○馬場富君 上程されております鉱害法について

この鉱害二法が今回再び十年間延長すると、こういうことになつたわけですが、この理由は、それからまたその根拠をお伺いしたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 前回の改正時以降、昭和四十七年に策定いたしました鉱害復旧長期計画に基づきまして、復旧に努力をいたしてまいりましたが、その後、五十四年度の初めに実施いたしました全国鉱害量の調査によりますと、その時点で六千六百七十億円の累積鉱害が残存をいたしておりまして、その後五十四、五十五、五十六と復旧をいたしましたので、現在時点では、しかも、現在の時点の価格に引き直してみると、まだ六千億程度の鉱害が残存をいたしております。従来も復旧にいるというものが現実でございます。従来も復旧にいろいろ努力をしてまいりましたが、なおかつこのような多くの鉱害が残つております背景は、四十七年以降新たな採掘が行われまして、なおかつ鉱害量が発生したものがあるということが第一でござります。

それから二番目には、その地域全体におきまして、たとえば筑豊地域のように全面的に閉山が行なわれる、こういうことから地下水の水位の変動が生じまして、その当時予想しなかつたような湧水だとかあるいは浅所陥没といった新しい形態の鉱害が出てきたということが第二番目でございます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 今後十年間でいまお話をありましたように、鉱害復旧は何としても全面的に終えたいと、こういうことで今回の改正をお願いいたしておいでございまして、いろいろと十年間の今後の変化はあるわけでありますけれども、しかし、私どもは、これまでの経験を踏まえまして、何としても十年間では終えて再び延長しないでも済むようやってまいりたいと、こういうふうに考えております。

さらに四番目には、その後科学調査あるいは裁判といつたようなことからいわゆる復旧すべき鉱害と判断されたものがその後ふえてきた、こういうことが現状でございます。したがいまして、このような事情から、石炭鉱業審議会での法律の将来のあり方について御審議を煩わしたわけですが、これがいよいよ現状でございます。したがいまして、この

○政府委員(福川伸次君) 私どもといたしましては、最近、その採掘区域が大体ほんと海洋の、海の方に行つたと、それから内陸で一部でございますが、これも山林の地域であるというようなことから、今後新たな鉱害が発生する可能性は非常に少なくなつてまいつておりますし、またかなり終閉山が進みまして、その後鉱害もかなり安定に向かつておるというようなことから、現在想定されました約六千億程度の鉱害というようなことを最終的に処理することによりまして、従来からいろいろ問題になつておりました累積鉱害の最終的な処理が図り得ると、かようになっております。

○馬場富君 ここで大臣にお尋ねいたしますが、先ほども質問が出ていましたけれども、十年前も今回も同じような理由でやはり延長されるという質疑が出ておりましたが、今回の十年間の延長で残存している累積鉱害を完全に処理することができるかどうか。その見通しと政府のこれに取り組む措置について大臣から御答弁願いたいと思います。

○馬場富君 それは、見直しの計画はいつごろでありますか。

○政府委員(福川伸次君) いま調査結果を精査をしておるところでございますが、さらにこれを石炭鉱業審議会にお諮りいたしますと同時に、関係各省庁、あるいは関係の道県、地方公共団体等、御意見も聞くわけでございまして、なるべく早くその計画を策定いたしたいと思っておりますが、大体私どもとしてもことしの秋にはこの基本計画をつくり直して早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○馬場富君 次に、この鉱害対策の財源の問題でございますが、省エネルギーの浸透と景気不況等による原油輸入の減少傾向で原重油関税の収取は減少しておるわけでございますが、これに伴いまして、原重油関税を全額繰り入れているこの石特会計の、石炭勘定の予算も減少してきておるわけでござります。そういう点で、本年度、五十七年度予算では石炭勘定は前年度比一・八%減の千三百六十三億円となつておるわけでございますが、石炭対策の財源となつておる原重油関税が、今後原油輸入が急増しそうもないという状況から急激に伸びるという気配がございませんので、安定したやはり財源措置がここで必要となつくるんではないか。だから、石特会計、石炭勘定は本年度千三百六十三億円で、鉱害対策費は五百八十億円、約四三%を占めておるわけでござりますが、先月

三月二十五日に開かれた当委員会で、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正の法律案の審議での参考人の意見の中で出ました、穀部、稻葉両参考人とも、鉱害対策費等については社会的、地域的政策であるから一般会計に移して計上すべきであるとの提案が実は出たわけですが、この点につきまして通産大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 石炭勘定は、従量税であるところの原重油関税收入で現在賄つております。今後の当勘定の歳入見通しは、基本的に石油輸入量の見通しいかんによるわけであります。今後の石油輸入量につきましては、いま総合エネルギー調査会需給部会で長期エネルギー需給暫定見通しの改定を審議願つておるところであります。現時点で定量的な見通しを述べることは差し控えさせていただきたいと思います。近いうちに見通しの結論が出ることになつております。鉱害対策費を含む石炭対策経費につきましては、原因者負担の見地からその財源を原重油関税に求めているところでございまして、こうした今までの経緯から、現下の一般会計の財政事情を見ましても、鉱害対策費を一般会計に移すということはきわめて困難である。いろいろな御意見はありますけれど、困難である、こういうふうに考えております。

○馬場富君 ここで、じや十年間に、五十四年度

の調査価格で六千六百七十億円と、こう言つておる鉱害のこの全量を完全に復旧できるような安

定的財源が他に一応考えられておるかどうか、こ

の点どうでしようか。

○政府委員(福川伸次君) いま六千六百七十億

円、これは昭和五十四年度初めの時点です。現在時

点、その後の復旧規模等を考慮をいたしますと大

体六千億程度ではなかろうかといふふうに思つて

おります。で、五十七年度の予算につきましては、鉱害復旧事業費の補助金が五百二億円、いま

先生御指摘のとおりに五百八十八億円の鉱害対策費

を計上いたしておりますが、復旧事業規模が六百

八十四億円を予定いたしております。したがいまして、十年間の延長ということは、現在程度の大きさですが、いま先生御指摘のとおりに、昭和五十四年でございますが、まだ最終的な結論が得られておりません。ですから、それぞれのエネルギーの各項目についてどう位置づけをするかと

さりに今後、当然その六千億円を、初年度六百

八十四億円、これを順次処理してまいるわけでござりますが、今後の鉱害対策、私どもいたしましては、当面、いま大臣が御答弁申し上げました

ように石炭勘定の中でも、石特会計の中で処理をしてまいる、こうしたことで考えておるわけでござりますが、その中で、今後のいろいろ財源状態等

推移を見ながら、この鉱害対策の予算の財源の確

保ということにつきましては今後の事業規模、さ

らには財源の状況等見ながらその資金の確保には努めてまいる所存でございます。

○馬場富君 ここで、最近の国内の出炭量の現状についてお尋ねいたします。

第七次石炭政策では年産二千万トン体制が目標

とされておるわけでござりますが、最近の出炭量

は千八百万トン内外に落ち込んでおると、こうい

う状況でございますが、この落ち込みの理由をま

ず簡単に説明していただきたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) まず最近の出炭でござ

いますが、昭和五十五年度におきましては千八百

十万トンの生産でございました。昭和五十六年度、

ことしの三月に終わります一年間には、上期は八

百七十七万トンでほぼ前年並みの生産でございま

したが、下期におきましては、十月に夕張新炭鉱

の災害の影響等がございまして減少になりました

た。五十六年度全体では千七百四十七万トンとい

うことで、千八百万トンを割り込んだ次第でござ

います。

○馬場富君 ここで、石炭の長期需給見通しの

占める位置についてちょっとお尋ねいたしたいと

たいと考えております。

○馬場富君 ここで、石炭の長期需給見通しの

程度の生産水準の維持を基調としていく。こうい

うこと、できるだけ長く安定的な生産を図つて

いく。さらに今後の需給環境の変化、石炭企業の

経営の改善というようなことがござりますれば、

さらに消滅鉱区の再開発等の措置も含めまして、

将来もやや明るさのある、将来において二千万ト

ン程度を目指す、こういうことで対応していく

たいと考えております。

○馬場富君 ここで、石炭の長期需給見通しの

占める位置についてちょっとお尋ねいたしたいと

思います。いま長期エネルギー需給暫定見通し

の改定作業が行われておる、このように報道され

ておるわけでございますが、この中で、国内炭に

ついては現在の見通しでは二千万トン体制の長期

維持というのが言われておるわけでございますけ

れども、この見直しの中で、石炭に対する目標の

数字は示さないことにするという一部報道もなさ

れていますが、この見直しの中で、国内炭はど

のような一つは目標で考えられておるが御説明願

いたいと思います。

○政府委員(小松国男君) いま先生からお話をございました長期エネルギー需給暫定見通しにつき

を中途とすべきである。こういうことになつたわけですが、いま先生御指摘のとおりに、昭和五十四年でございますが、まだ決まってはおらないわけでござりますが、今年八月の七次答申という線がございまして、ここで当面、現存炭鉱における現在程度の生産の維持を基調としつつ今後の石炭企業の経営の体質や需給環境の改善において生産の拡大を期しつつわが国の石炭鉱業の自立を目指すべきである、こういうことで答申の中にも将来の環境改善、それから自助努力いかんによっては二千万程度の生産の水準を目指すこと可能だという答申を得ておりますので、この答申の線は私ども石炭政策を進める立場からいたしますれば当然尊重すべきものでござりますので、現在総合エネルギー調査会の検討に当たりましてもこの答申の線に沿つた形で石炭の位置づけを行つてもらうよう私どもからもお願いをいたしますし、現在その方向で審議が進められておるという段階でございます。

○馬場富君 ここで、では重ねて、長期エネルギー暫定見通しの見直しが進められておるということでおこなわれていますが、これほどどのような状況にありますけれど、これはどのようないま状況にありますか。先日報道等でもその見通しの骨格ができると、こういうように報道されておりますが、この点どうでしようか。

○馬場富君 ここで、では重ねて、長期エネルギー暫定見通しの見直しが進められておるということでおこなわれていますが、これほどどのような状況にありますか。先日報道等でもその見通しの骨格ができると、こういうように報道されておりますが、この点どうでしようか。

○政府委員(小松国男君) 先生いまお話をございました第六次政策、こといつは目標で考えられておるが御説明願いたいと思います。

ましては、現在総合エネルギー調査会の中の需給部会の企画専門委員会といふところで検討されておるわけでございまして、まだ最終的な結論が得られておりません。ですから、それぞれのエネルギーの各項目についてどう位置づけをするかと

八十四億円を予定いたしております。したがいまして、十年間の延長ということは、現在程度の大きさの規模で考えて十年に復旧が可能ではないかと

いうふうな判定をいたしたわけでございます。さ

ネルギーの供給の安定を図り、代替エネルギーにつきましては原子力を初めとして最大限の努力をする。それからさらに、今後の石油を含むエネルギーの各コスト動向、価格動向、これを入れまして新しい事態に沿った需給見通しをつくるということで現在作業をしておる段階でございます。
そういうことでござりますので、現段階で私どもとしては審議途中の数字でございますのまだ申し上げる段階にございません。

○政府委員(小松国男君) 新しい事態の変化に對応して現在、見通しの改定をお願いしているわけですが、ござりますので、いま先生からお話をございましたように、全体としての需要は当然落ち込むわけですが、いまして、これは省エネルギーが相当進んでおりますし、代替エネルギーの開発導入も進むというようなことで、石油自身につきましてもかつて考えておった数字に比べますれば相当低い準で今後とも推移していくと。ただ、原子力を初めとする代替エネルギーにつきましては、最大限の努力をいたしまして脱石油を図っていくとの基本方針は変えておりません。

ただ、その段階で、そういう方針には変わりございませんが、現段階でその各プロジェクトの動向その他を見ながら最終的な数字を確定していくということをございます。それから新エネルギーにつきましても、将来的なエネルギー供給を担うべき大手なエネルギー財源でございますし、技術開発

という点につきましては、むしろ今後日本の持ち味を生かし、日本のエネルギー構造を強くしていきたい場合には技術開発も非常に大事でございますが、これにつきましても最大限の努力をすると。ただ、現在の価格動向、コスト動向その他を見て、どの段階でどの程度の量が実際にエネルギー供給の戦列に参加できるかということになりますと、おのずから今までの見通しはなかなか厳しいという事態でござりますので、そういう実態も踏まえて現在検討をいたしておりますところでござります。

○馬場富君 見直しのことは別としましても、やはり現実、いまお話をございましたように、現在の世界の生産量で推移したとしても実は三十年後には石油も枯渇するというような状況判断もござりますし、そういうようなところから今度の見通しの中で特に考えなきやならぬは代替エネルギーの開発と新エネルギーの開発ということがどうしてもやっぱり焦点になつていくと、いまの御説明もそうだったんですが、この二つが一つの今後の要点の中の最大の焦点ではないかと思いますが、この点どうでしようか。

○政府委員(小松国男君) いま先生がおっしゃられたとおりでございまして、私どものエネルギー政策の立場からいたしまして脱石油を今後とも從来方針どおり図つていくということで日本の脆弱なエネルギー構造を変えていくこととございますので、そのためには、代替エネルギーの開發導入、それから特に新エネルギーその他についての技術開発、こういうものについては積極的に進める、こういうことで最大限の努力をして数字がどうなるかということで現在見通しの作業をしてしているというところでございます。

○馬場富君 ここで需要量が七十年度には現在の計画でいきますと二倍という前提があるわけですが、けれども、いままでの暫定見通しの五十四年八月試算ですね、これでいきますと五十二年から七年に対しても二倍という需要量の増加が見込まれておるわけでございますが、これはやはりそ

ういまの角度から言いますと非常にこの数字とうのはむずかしくなつてくるということになると
思うのですね。長期需給見通しでは、経済成長率を
五十四年度から六十年度までを6%弱と、こうい
うふうに見込んでおりますし、それから六十年度
から六十五年度は5%、六十五年度から七十年度
までは4%という、こういう成長率にのつとつて、
GNPの弾性値が五十二年から六十年までは○.
七七、六十年から六十五年までは○・七五、六
五年から七十年までは○・七二という数字が一
は基礎になつてゐるわけです。しかし、最近のG
NP弾性値は短期的には○・五を割つておるのが
現状でございますし、特に五十五年度は経済は成
長したが、エネルギー需要量は減少という状況で
すね。で、GNPの弾性値もマイナスという状況
が実は出でるわけござります。仮にこの弾性
値が○・五とする、七十年度のエネルギー需要
量は、その換算でいきますと六億キロリットル程
度であるという試算が実は出でるわけです。こ
の長期需給見通しの中で弾性値の○・七二それか
ら○・七七というのは実態から見て明らかに高過
ぎるという状況が出てくるわけですが、こういう数
字が出てくるわけですが、この点どうでしよう
か。

○政府委員(小松国男君) いま先生からお話をご
ざいましたます経済成長の問題でございますが、
現在非常に景気が低迷しておりますし、ここ二、
三年の経済成長率はわりあいに低いわけでござい
ますが、長期的には五十七年度も一応五・二%と
いう目標を立てておりますし、私どもとしては五
%程度の経済成長が可能だという前提で現在見通
し作業をいたしております。ただ、この見通しに
ついてもまだいろいろその前提としての議論も行
われているわけでございますが、エネルギーの長
期需給安定という観点からいたしますと、成長率
は余り低く見積もるということになりますと将来
問題が起きてまいりますので、その点については

いくと、この方針を変えておるわけではございません。
ただ同時に、そういう経済成長を支える今度はエネルギーの立場からいたしまして、先ほど先生から御指摘のございましたエネルギー弾性値が最近相當落ち込んでいるんではないかと、こういうことで新しいエネルギーの需要をはじくべきだというお話をございます。ただ、エネルギー弾性値というのは、私どもいろいろな数字は持っておりますけれども、確かに過去に比べましてここ数年は急速な落ち込みはいたしておりますが、現在は特にエネルギー多消費産業でございます基礎素材産業を含めてこういうものの需要が非常に落ち込んでおるということをございまして、現在のエネルギー弾性値が長期的に適用になるかどうかといふ点については慎重に考えざるを得ないと思います。ただ、長期的に見ましても、産業構造自身は同じ経済成長率でございましても組み立て加工型の産業の方の成長率が高い。それから基礎素材産業、エネルギー多消費型の産業の方の成長率の方が当然低いわけでござりますので、そういう観点から長期的に見ましてもエネルギー弾性値が從来よりも低くなるということは言えると思います。

ただ、どの程度の数字になるかという点はむしろ結果的に出てくるわけでございまして、私どもいたしましては、今後の省エネルギーがどう進むか、それからその中で産業構造がどう変わるとか、加工組み立て部門、それから素材部門の産業構造がどうなっていくか、そういうものを具体的に積み上げながら、最終的に昭和六十五年度の数字ないしは、いま先生からございました七十年度とか七十五年度の数字がどうなるかということで検討を進めておるわけでございます。そういうことでも、エネルギー弾性値はむしろ結果論だというふうに考えていますが、見通しとしては、いま先生からお話をございましたように、過去に比べましてエネルギー弾性値が相当低い水準になつてくる

ということはおっしゃるとおりでございます。そういう観点で現在全体の需給見通しを行うということでございます。

ただ一方で、エネルギーにつきましては、日本の場合非常に供給構造が脆弱でございますし、安定供給というのがエネルギー政策の立場から非常に大事でございますので、そういう面からもエネルギーに不足がないようなそういう立場も十分入った形でこの見通しの作業をしていく必要があるということで、現在そういう観点から総合エネルギー調査会で御検討いただいておるということでございます。

○馬場富君 ここで大臣にこの需給見通しについて一点質問いたしますが、長期エネルギーの見通しについては、これはやはり政策上重要な問題でござりますので大臣に重ねて質問いたしますが、

この見直しに当たっては総量的にはやはり大幅に下方修正が余儀なくされるんではないかという点だけは、もうこれはいろんな数字からいってはつきりしてくるんですけども、この点大臣はどうぞお考えでしようか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 需給部会でごく近いうちに答申が出されるわけでございますが、まだその具体的な内容について私もよく承知をいたしておりませんけれども、基本的には六十五年までに石油依存度を五〇%以下に抑えると、こういうふうにお考へしていただけるということであります。現在すでに七〇%を切つておるわけでございますから五〇%に抑えると、こういうことでそのための代替エネルギーの大きな役割といいますか、それが非常にウエートが高くなっていますが、省油案内のように、省エネルギーといいますか、石油が非常に進んでおるわけですから、そういうことがいろいろとこれから見通しの中に反映されることは当然のことであるうと、こういうようになっております。

○馬場富君 その見通しの中でもう一つ、政府は原子力開発の推進を促進しなければ将来的には工

エネルギー需要を賄うことはできないということを強くPRしてみえるわけでございますが、いまこの現状下にありまして、下方修正しなきゃならぬというような状況下にありまして、確かにやはり原子力は代替エネルギーの中の一つの大きな柱

として重要ではございますけれども、需要見通しも非常に流動的になってきておると先ほどからの説明等でありますので、この点については、原子力は大幅にふやさなきやいかぬと、こういう議論というのはここで成り立たなくなつてゐるのではないかという点があるんですね。だから、原子力の開発等についても急いだり量を大量にふやしうか。

○政府委員(小松国男君) 全体のエネルギー需要につきましては、確かにこの前の暫定見通しをした段階と比べまして相当需事が落ち込むという点でございますので、まず全体の需要見通しの数字が、恐らく現在の七億キロリットルが相当下方に修正されるということになると思いますが、そこに修正されると、この点はどうぞお考へしていただけます。

○馬場富君 最後に、石油の供給量については、長期エネルギー需給暫定見通しとしては、東京サミットの合意もございまして、下限値で年間三・六六億キロリットルを長期的に確保するということが、恐らく現在の七億キロリットルが相当下方に修正されると、この点はどうぞお考へしていただけます。

○政府委員(小松国男君) ついでに、石油の供給量につきましては、確かにこの前の暫定見通しをした段階と比べまして相当需事が落ち込むという点でございますので、まず全体の需要見通しの数字が、恐らく現在の七億キロリットルが相当下方に修正されると、この点はどうぞお考へしていただけます。

いりません。ですからそういう意味で、全体の需用量は若干落ち込みますけれども、石油以外の代替エネルギーの開発導入につきましては従来路線に沿つて、むしろそれ以上に積極的に進めるということでございます。

ただ、現段階でいろいろ立地の問題その他ございまして事実上不可能だというようなものにつきましては、当然見通し修正ということが必要になりますが、方針としてまた政策としては、原子力協力を得、それから一般国民の理解を得てその積極的な推進を図ると、この方針は変わっておりませんし、そういう政策的なスタンスに立つて現在需給見通しの改定作業を行つていただいておる段階でございます。

○馬場富君 最後に、石油の供給量については、長期エネルギー需給暫定見通しとしては、東京サミットの合意もございまして、下限値で年間三・六六億キロリットルを長期的に確保するということが、恐らく現在の七億キロリットルが相当下方に修正されると、この点はどうぞお考へしていただけます。

○下田京子君 まず、今回の法改正によります鉱害対策の基本的な決意といいますか、その点を大臣にお聞きしたいわけなんですが、十年延長は今度が最後だよというお話をございますが、実は前回昭和四十七年の期限延長のときもそういうお話をあつたかと思うのです。現在六千六百億円を超える残存鉱害量という問題につきましては、予期せぬ新しい鉱害の発生ということもちろんあつたと思うのですけれども、一つの大きなポイントになりますのは何といっても、他の委員からいろいろ御指摘があつたかと思うのですが、有資力鉱害の問題をどうするかということだと思うのです。

ことしも大体横ばい、日本の場合でも大体横ばい程度かもしません。それから、世界全体としても若干微減というような見通しがありますので、そういう意味では三年続きで石油の需要というのは低迷いたしております。こういう段階でござい

ますので、私どもとしてもこういう動向を踏まえて現在長期需給暫定見通しの作業を行つてもらつておるわけでございますし、特にまた先ほど来申しているわけでございます。

うことです。

それから新エネルギー、こういふものについては今後とも政府としても十分の助成をし、また民間の協力を得、それから一般国民の理解を得てその積極的な推進を図ると、この方針は変わっておりませんし、そういう政策的なスタンスに立つて現在需給見通しの改定作業を行つていただいておる段階でございます。

○馬場富君 最後に、石油の供給量については、長期エネルギー需給暫定見通しとしては、東京サミットの合意もございまして、下限値で年間三・六六億キロリットルを長期的に確保するということが、恐らく現在の七億キロリットルが相当下方に修正されると、この点はどうぞお考へしていただけます。

○下田京子君 まず、今回の法改正によります鉱害対策の基本的な決意といいますか、その点を大臣にお聞きしたいわけなんですが、十年延長は今度が最後だよというお話をございますが、実は前回昭和四十七年の期限延長のときもそういうお話をあつたかと思うのです。現在六千六百億円を超える残存鉱害量という問題につきましては、予期せぬ新しい鉱害の発生ということもちろんあつたと思うのですけれども、一つの大きなポイントになりますのは何といっても、他の委員からいろいろ御指摘があつたかと思うのですが、有資力鉱害の問題をどうするかということだと思うのです。

政府といつても過去に鉱害賠償資金の融資条件の改正などいろいろやつてきてること

は知つてゐるわけなんですが、この有資力

企業に対してもどう指導していくのかという点が

やはり今後十年間に早期に鉱害対策をやるとい

う点の一つの重大な基本的な課題ではないか、そ

ういったことを含めまして今後どう対応されていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小松国男君) いまお話をございました東京サミットの六百三十万バレル、三・六六億キロリットルという数字、これは輸入上限ということで決まったわけでございまして、それをベースに五十四年の暫定見通しができているのは先生の御指摘のとおりでございますが、また、先生先ほどおっしゃいましたように、ここ二年続きで石油の需要というのには落ち込んでおりますし、恐らく

○政府委員(福川伸次君) いま下田委員の御指摘のとおりに、私どもいたしましてもこの十年で最終的な処理を図るということに強い決意を持っています。そのためには、石炭鉱業審議会からの答申の中にもうたわれておりますように、まず計画的でおかつ効率的な復旧を図るということのため鉱害復旧長期基本計画、これを策定いたすつもりでございます。

さらに、その中におきまして、いま御指摘のような有資力鉱害というのも今後それを進めていかなければならぬということに当然の問題となるわけあります。もちろんこの有資力鉱害につきましても、先生も御承知のとおりに、農地あるいは公共施設、さらに家屋等によりまして率は違いますけれども、他の事業に比べますとかなり高率の補助金が交付されます。さらにもう、鉱害復旧資金の融資制度も今回融資条件をやや緩和する形でその措置を講じた次第でございます。

またがいまして、今後長期復旧基本計画の線に沿いまして、いま残つております約六千億程度の復旧、これを私どもとしてもその計画の線に沿つて十分有資力鉱害の復旧といふことも努力をしてもらわなければなりませんし、またそのような措置、指導もしてまいります。

その際、特に非常に問題になりますのは錯綜しております地城の復旧の仕方でございます。この点に対しましては、もちろん効率的に計画的に復旧いたしてまいります場合には、こういった幾つかの鉱業権者、さらにはまた担当いたしまして鉱害事業団、さらに地方公共団体の力もかりながら、これを整合性のある均衡のとれた形で復旧をしていく。必要があれば関係者で協議の場を設けてこれをおこなって、計画の策定面のみならず実施面におきましても、いま申し上げた点も含めながらこの鉱害の長期計画の実施に遺憾なきを期して最終的な処理をぜひ図りたいということを取り組んでまいり所存でございます。

○下田京子君 大臣の決意も一言。
○國務大臣(安倍晋太郎君) いま石炭部長が申し上げたような方向で十年間の間に何としても残存鉱害を処理したいと、こういうふうに考えております。次に、当面するエネルギー政策の中でも重大な関心事になつておりますが、北炭夕張再建問題についてお尋ねをしたいと思うのです。

〔委員長退席 理事野呂田芳成君着席〕

去る十日九十三名の遺体が最終的に収容され得た同窓葬が行されました。私は遺族の皆さんにとって想いをもとに、また再び無念の涙で胸がいっぱいになりましたけれども、他の事業に比べますとかなりおられますけれども、二度と再びこのよろしい犠牲者を出すまい、とりわけ労働者を犠牲にしたエネルギー政策、改善しなければならない、そういう決意を新たにしたんではなかろうかと思うのです。しかし、いまだに管財人の選定が難航している状態であります。こういう中で政府は再三会社や関連グループの説得ある対策を行つてきましたが、こういうことをお述べになつたかと思うのです。

そこで、お尋ねしたいわけなんですか。
この説得ある対策ということは一体どういうことをお考えなのか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 先日の葬儀に出席をいたしました、事故の重大さ、悲惨さといふもの改めて痛感をしたわけであります。こうした惨事を二度と繰り返してはならない、こういうふうな思いを新たにしたわけです。

北炭の今後の課題につきましては、これは管財人をまず人選をする、選ぶということがいま当面の最大の課題として、政府としてはこれに対しても全力を擧げて、こういうことであります。

〔理事野呂田芳成君退席 委員長着席〕

○下田京子君 管財人の選定ということが大前提

だと。ただし、どういう方向で再建をされるのかという、このこともまた大事な問題ではないかと思うのです。この基本的な再建方向をしっかりと政府みずからが心に据えてからなければ、私ほどの犠牲の上に再建ということが出てくるんではないか、大変心配しているわけです。

実は私、去る十六日、現地代表の皆さんと御一緒に北炭本社あるいはまた三井観光開発に行つてまいりました。その際に三井観光開発の山本常務が言つておりました。まだあの時点で再建問題について具体的に相談はないのだけれども、三井

観光開発といふところは北炭があつて生まれた企業だと、北炭をつぶすということは三井観光開発もつぶれることになる、だから何としてもつぶすわけにはいかない、こんなことをおっしゃつておられました。いま大臣もお話をなりましたし、また現地でも記者会見等で山の再建はどうしても岡らなければならぬと、こうおっしゃつておりますけれども、問題は一体北炭並びに三井観光など三井グループの責任、こういうものをどうとらえていくのか。繰り返し政府が言つておられましたそういう関連グループの説得ある対策といふ点では、全面的なやつぱり支援ということが必要ではないかと、こう考えるわけなんですか。

○政府委員(福川伸次君) 従来、この三井観光開発あるいは広く三井グループ、これはこの北炭関連と非常に密接な関係がございます。事故発生以来、三井観光開発といたしましても、私どもも非常に苦心をいたしましたが、一月分の給料の支払いで、三井観光開発の方でもいろいろその辺は御理解いたしますことにいたしました淹ノ上等の電力所のかわり担保の提供を求めるというようなことで、三井観光開発の方でもいろいろその辺は御検討をわざわざいたしました。さらにまた、弔慰金の支払いにつきましては、これは三井観光開発が担保を提供して三井銀行が資金を融資する、こういう経緯をもつてまいりつております。もちろん、従来からこの北炭のためにそれ三井観光は數十億の融資を行い、あるいはまた三百億近い担保を提供いたしたということは事実でございます。三井銀行もそれなりの融資をいたしてまいりました。

しかし、いまこの災害の発生ということ自体を踏まえて見ますと、これはあくまでも企業内の災害でございますわけですし、私企業ベースとして会社更生法という道を選んだわけでございました。

しかし、いまこの災害の発生ということ自体を踏まえて見ますと、これはあくまでも企業内の災害でございますわけですし、私企業ベースとして会社更生法という道を選んだわけでございました。

そこで、私どもとしても現行制度としてできるだけの協力はもちろんいたしますし、現にいたしてまいりましたし、災害発生以後、すでに十数億の財政資金の投入もいたしましたわけがありますが、やはり

基本は企業の自己努力と関連グループの支援ということが、この企業内災害あるいは会社更生法ということの範囲のそういう体制の中では、非常に重要になってきているというふうに思うわけあります。したがいまして、私たちもどうしてもだけのことを三井観光あるいは三井グループといふことについてもお話しもしてまいったわけでございます。

そこで、今後は再建に向けてどうするかというところでございまして、再建のためにはこれが果たして從来の北炭タダ株式会社の資金的な能力、技術的な能力あるいは経営管理能力、これを考えてどういう道が一番いいのであらうかと、さらにまた従来の債務、これをどのようになかつこうで処理していくかと、こういうことの問題に移つてくるわけでございまして、私どももいたしましてはいまだ大臣が御答弁申し上げましたように、管財人の選任が何とかして行われて、さらにそのもとで適切、適正な計画の策定、再建へ向けての道が開かれしていくということを見つけ出していく努力を、側面からも支援をしてまいりたいと、かように思つております。

○下田京子君 再建に当たっても会社関連グル

ープ、とりわけ三井観光開発の責任というの私は重大だと思うのです。そこをやっぱりはつきり据えて御指導いただきたいと思うのです。

資料をごらんいただきたいと思うのですけれども、実は大沼大規模年金保養基地というものがこれは厚生省の年金福祉事業団の事業でやられたわけですから、この土地買収に絡んで三井観光開発が非常に利益を得ているという例であります。この事業というのは昭和四十七年十月に構想が出されました。四十九年三月に厚生大臣の指定を受けて、五十五年七月にオープンしているわけです。この基地の土地はもともと内務省の土地でありまして、それが昭和十八年に北炭の土地になつています。そして、四十五年に北炭の子会社、そして事業が具体化した四十八年ですね、三井觀

光に所有権が移転しているという実態です。そして、その後に土地開発公社を経由して実は年金で三井グループに三十五億円というお金で売買されているわけであります。つまり、北炭、三井観光グループの間で土地が転がされた、そして事業団は高く売りつけられた、その利益は三井観光に入るところと、こういう手口で土地が売買されていったわけですね。大臣、この事実御承知でしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま初めて拝見させていただきました。

○下田京子君 どんな御感想でございますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお聞きただけますから、その辺の事実は、これは事実であるかも知れませんが、それなりに受け取つております。

○下田京子君 事実であります、それなりに受け取るという、大臣何か感想になつてない。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 別にこれは対応とい

うよりも、企業内でいろんなことが行われて今日に至つておるんでしょうから、それ以上私が何も言つておるんでもない。

○下田京子君 全く一企業の話、北炭再建との話でないにしても、実はその企業の経営問題だから関係ないよというようなお感じではやはりこれは問題だと思います。しかも、私が申し上げていますのは、三井観光開発というこの企業がどれだけ北炭再建にとって責任ある態度をとるべきなのかという点での具体的な裏づけを話しているわけです。

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が北炭再建のために資金援助を強力にすべきだと、この関連でもう一つ申し上げますと、実は明治年代に内務省が北炭に山林を無償で払い下げた面積が同じくここにも資料があると思うのです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 企業間のことですか

○下田京子君 大臣がそのようなことを言い続

けておれば、やはりこうした三井観光開発を中心とする関連グループに対してどういう姿勢で臨むかという点での姿勢が問われるのじゃないかと思うのです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつっていくわけなのです。そういうときに関連グループがこういう対応をされていたという点についてきちんととしたやっぱり責任ある態度をとるべきじゃないかと思うのですけれども、どうです。

○政務委員(福川伸次君) 急なお尋ねなので私

も正確な資料を持ち合わせておりませんが、この住友のお尋ねの資料につきましては、これはたしか昭和四十年代の後半に非常に住友石炭鉱業が経営が危機に陥りましたときに関連グループがこのようなかつこうで低金利で資金の支援をいたしました

つているというところが特徴的なんですね。つまり、ここではつきりする第一の問題は、土地転がしによる買収価格のつり上げ、そして二つ目に問

題になることは、結果として土地の売買による利益が三井観光に入るということなんですね。こう

しゃいましたが、改めてどういう御感想をお持ち

のか、そしてまたどう対応されますでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まだ初めて拝見させ

ていただきました。

○下田京子君 どんな御感想でございますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお聞きただけ

ますから、その辺の事実は、これは事実であるかも知れませんが、それなりに受け取つております。

○下田京子君 事実であります、それなりに受

け取るという、大臣何か感想になつてない。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 別にこれは対応とい

うよりも、企業内でいろんなことが行われて今日に至つておるんでしょうから、それ以上私が何も言つておるんでもない。

○下田京子君 全く一企業の話、北炭再建との話でないにしても、実はその企業の経営問題だから関係ないよというようなお感じではやはりこれは問題だと思います。しかも、私が申し上げていますのは、三井観光開発というこの企業がどれだけ北炭再建にとって責任ある態度をとるべきなのかという点での具体的な裏づけを話しているわけですね。

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が北炭再建のために資金援助を強力にすべきだと、この関連でもう一つ申し上げますと、実は明治年代に内務省が北炭に山林を無償で払い下げた面積が同じくここにも資料があると思うのです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 企業間のことですか

○下田京子君 大臣がそのようなことを言い続

けておれば、やはりこうした三井観光開発を中心とする関連グループに対してどういう姿勢で臨むかという点での姿勢が問われるのじゃないかと思うのです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

ほぼ半々になつていてるんです。問題は、無償で払

い下げられたものが払い下げ目的と違う名目で三

井観光の手に移つて資金づくりに利用されている

という問題なんですね。ここに問題があるんですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あえてもう一度聞きます。大臣いいですか。この五十一一年、本当に北炭の経営はもうこれからだんだんひどくなつていくわけなのです。そういう

○下田京子君 まさに問題があるんですけれども、三井観光開発が一万八千九百六ヘクタールです。それ

で、現在山林の所有はどうなつてているかと言え

ば、北炭が一万二千二百六十一ヘクタールで、三

井観光が一万亩二十一ヘクタールということで、

海観光道路というところを吸収合併しています。しかも時価数百億円とも言われる札幌グランドホテルを建設し、それから三井アーバンホテル銀座館等に次々と資金をつぎ込んでいるのです。こうしたことは道義的にだつて私は許されないのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(福川伸次君) この北炭の社長、会長、それから三井観光に移られて、萩原吉太郎氏がそれぞれいろいろな北海道の観光開発等の事業に力を入れようということは私どもも承知をいたしましたが、おわざでございますが、先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、いろいろ過去にそれなりの経緯があつたわけありますが、それは私どもとしてはその時点においてそれそれ適正に処理されたものと考えておりますが、むしろいま問題は、これから北炭夕張の再建というものがどういう形に相なっていくんであろうかという点に一番私どもとしては今後の問題を、焦点を当てる、裁判所の管轄によりましてその方向を見出していくことなどが問題ではないだらうかと思います。その過程で一体この夕張炭鉱の再建といふことをやはりこの北炭グループの中で考えていくのがいいのか、あるいはもう少し別途の道を考えていいのかどうかという点を十分関係者の間で議論をしていただくことが重要であらうと、いうふうに思います。

もとより先ほど申しましたように、企業内災害ということをございますので、その処理といううことに於て企業の自己努力、あるいは関連グループの支援ということが基本であるという点は私どもとしても從来申しております。それも基本に据えて今後の対応を図りたいと思っております。

○下田京子君 ですから、その再建の一つのポイントになるのが政府がいままで何度も言つてまいりましたが、会社や関連グループがどういうふうな説得力あるような対応をするかと。だからそぞろ含めてどう対応し、指導していくかということなんですよ。

萩原氏が特別力を入れてつくってきたのが実はその三井観光開発なんですね。私が言うまでもなく御承知だと思うのですけれども、現金皆無で北炭から一千八百万円借り入れて、北炭の保証で十六億円借り入れをして活動開始、観光事業の基盤がなったと、「一財界人書き留置候」という本の中で萩原氏自身が述べています。まさしく北炭あって生まれ育ち大きくなつた会社が三井観光開発なんですよ。ですから生みの親とでも言いましょうか、いま現在その北炭が苦しんでいるときですから、当然三井関連グループ、特に三井観光開発の責任は重大だということを私は繰り返し述べているわけなんです。

そこで、もう時間もないのですれなんですけれども、もう大変なパンフレットなんかもお出しになつていて、こういうもの、これはもうごらんないだければおわかりだと思うのですけれども、大変な資産づくりがなされてきております。しかも、こういうことをやつていながら一方で同じ時期に労働者に対してもどんなことをしてきたかといふことですよ。先日も予算委員会で私が質問いたしましたけれども、北炭四社で賃金未払いが五十七年の一月一日現在で百七億五千二百四十二万円であります。その中に退職金が九十七億六千八百五十万円も含まれているんですよ。退職して、なおかついつももらえるのかもわからないあの山を離れていった人たちもおるわけなんです。そのためども明確になつてない。こういう犠牲をもうこれ以上許すことができないのじやないかと思うのですよ。こういう体質がやはりの大変な災害を生み出した本質だと思うのです。とすれば、本当にもうこれ以上労働者の命を犠牲にしない、国や自治体の資金を食い物にして、そしてみずから企業を肥え太らせていくというふうな三井観光、とりわけこの萩原商法とも言うべきこういうことをきちっと見てからないと私は容易ではないのじやないかと思うのです。

そういう点で時間もなくなりましたので、大臣に改めてお伺いしますけれども、一つは、労働者

にこれ以上の犠牲をもうかけない。二つ目に、いまますつと申し上げてまいりました三井觀光開発はもとより三井関連グループなどの道義的な、また政治的にも何よりも、経済的な具体的な対応をどうことをきちっと明確にして指導に当たるべきじやないか。この二点、これは大臣にはつきりお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 先ほどからお答えをいたしておりますように、北炭新夕張については会社更生法を申請して、目下裁判所の手にゆだねられており、こういうことでありますし、これから問題をどういうふうに具体的に処理するかと云うことは、これはもう管財人をまず選ぶということが第一であろう、そういうことでわれわれも努力を続けておるわけでございます。そういう中において、やはりこれから山を残していくといふためには今まで北炭関連グループにわれわれも要請をしていろいろと協力を求めてきた、それなりの協力もあつたと思うわけでございますが、今後ともやはり山を残そうということになれば私はやはり北炭の関連グループにもこれまでのあり方というのも考えてもらって協力をしてもらわなければならぬ、こういうふうに考えますが、今後の問題でございますから、私たちも裁判所の判断を見守りながら今後政府として協力を求めることころは求めていきたいと、こういうふうに思っております。

○下田京子君 最後に一言だけ、大臣もう少し明確な私は決意が聞きたかったんです。一般的な決意ではなくて、裁判所の判断にゆだねる云々ではなくて私は明確に言っているんです、労働者や自治体にこれ以上の犠牲を出すなど。同時に会社関連グループのいま新たな事実も私は申し上げて責任を問うたわけです。そういうことも踏まえたきちとした指導をいただきたいということであります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 先ほど申し上げたとおりであります。

○井上計君 各委員からもうほとんど質問も出尽

くしております。時間も大分経過しておるようでありますから要望を含めて数点きょうは簡単にお尋ねをいたしますので、簡潔なひとつ御答弁をお願いいたしたいと思います。

この二法の延長によって石炭鉱害の復旧工事が今後さらに進むであろうことは大いに期待をしております。しかし先ほどから御答弁がありますように、この十年間でもう打ちどめにする、こういうふうな方針だとすると、今後さらに從来以上にテンポを上げいかなくてはいかぬであろう、こう考えますけれども、そこで問題になるのは、この厳しい経営環境の中で有資力者の復旧財源の問題であろう、かように考えます。私ちよつと聞いたところによりますと、全炭鉱の資料でありますけれども、三井石炭鉱業では年間約七十億円を超すような資金を復旧のために必要としておる。炭価改定が行われておりますけれども、大体トン当たり千円程度、七十億円というと三井石炭鉱業では大体トン当たり千円程度だそうでありますから、炭価の改定分はそつくりこちらの方にいわば消えてしまう。したがつて、このしわ寄せはかなり労働者にきておる、こういうふなことも聞いておるわけでありますけれども、これでは労働者は労働意欲がなくなってしまうのだといふうな、そういう愚痴も実は寄せられております。

そこでこれは要望でありますけれども、今後補助率の引き上げ、賠償資金融資制度の貸付条件の緩和、これらを考慮すべきであるうと思ひます。

それからもう一つ、さらに臨鉱補助金あるいは鉱害融資金の有資力者への重点的な配分、このようないふなことについてどうお考えでありますか。

○政府委員(福川伸次君) いま有資力の処理のためにもう少し補助率の引き上げができるいかといふお尋ねが第一点であったと思ひます。現行の国及び県を合わせました補助率は大ざっぱに申しますと農地では八五%、公共施設では五〇%、家屋では六五%ということで、すでに相当高率に相なつておるわけでございます。本来この鉱害の原因といたるのは原因をつくりました鉱害賠償義務者、鉱

業権者がその責任を負担するといふことが原則でありますから要望を含めて数点きょうは簡単にお尋ねをいたしますので、簡潔なひとつ御答弁をお願いいたしたいと思います。

くわかります。

さ

い

ま

す

。

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

ま

た

に

も効率的な運用がされるように大いにまた一段の御努力を要望しておきます。

そこで、いまの問題と関連をしますけれども、復旧工事の施行者が有資力賠償義務者と地方公共団体と石炭鉱害事業団の三者であるわけでありま

す。いま申しましたように非常に高率のすでに補助率になっておりまして、道路その他の公共事業等のバランスから考えますと、私どもとしては現在

のこの補助率というのはすでに相当高率であつて、これをさらに引き上げるという現状では非常にむずかしいのじやないだろうかというふうに思つておるわけでござります。したがいまして、いまの制度をさらに有効的に使つていくこ

れまたいろいろ石炭鉱害事業団でも御議論がございましたけれども、聞くところによると從来しばしばこの三者間で相互調整が十分にとれていないために復旧工事が遅延したりあるいはむだな二重復旧投

資といいますか、このようなものが生じているこ

とがしばしばあるというふうなことを聞いておる

とがおくれておるというふうなことがあつたと、こ

う聞いておりますけれども、去る三月二十五日であります

が、衆議院の石炭鉱害事業団等の関係者の点問をいたしまして、石炭鉱害事業団等の関

係者の意欲的に取り組んでいただき、その方向をお

うに思つておるわけですが、それだけです。答申の中では、出しあたたいたいわけですが、このた

は、「計画的効率的な復旧事業が行われるよう

に、賠償義務者、県、市町村、石炭鉱害事業団等の関

係者の協議の場を設け」というようなことで、い

まお尋ねのようなん포인트の対応をするよう

に、こういう御答申をいたしておるわけですが、このた

は、「計画的効率的な復旧事業が行われるよう

に、賠償義務者、県、市町村、石炭鉱害事業団等の関

係者の協議の場を設けて、「全体的に整合

性のとれた復旧計画を作成し、そのもとに、施行

者が適切に調整、分担を行い、地区全体として速や

く、そうした協議の場を設けて、「全体的に整合

性のとれた復旧計画を作成し、そのもとに、施行

者が適切に調整、分担を行い、地区全体として速や

く、こういった協議の場を設けて、「全体的に整合

性のとれた復旧計画を作成し、そのもとに、施行

者が適切に調整、分担を行い、地区全体として速や

く、

ル製造に関する業務を行うこととなります。これ

に伴い、機構におけるアルコール製造業務に係る経理区分等について所要の規定の整備を行うこととしております。

第二は、アルコール製造事業の機構への移管に伴いまして、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止する等通商産業省設置法の改正を行うこととなります。

第三は、アルコール専売事業を公共企業体等労働関係法の適用対象から除外することとあります。

第四は、アルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合へ統合するため、国家公務員共済組合法を改正することとあります。

その他の機構への権利義務の承継等所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、補足説明を聴取います。

○政府委員(真野温君) アルコール製造事業の新設します。真野基礎産業局長。

○政府委員(真野温君) アルコール製造事業の新設します。真野基礎産業局長。

○政府委員(真野温君) アルコール専売法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして補足説明を申し上げたいと思いま

す。

ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨について、さらに補足して御説明申し上げます。

アルコール専売事業につきましては、行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図る観点から、学識経験者から成る機関によりましてその經營形態のあり方についての審議が重ねられてきましたところであります。これらの審議結果を踏まえ、政府として、アルコール製造事業を本年十月に新エネルギー総合開発機構へ移管し、これに伴いアルコール専売事業を公共企業体等労働関

省基礎産業局アルコール事業部を廃止することが決定されたところであります。本法律案は、この決定に沿ってアルコール専売法等について所要の改正を行うことを内容とするものであります。

次に本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、アルコール専売法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

現行のアルコール専売法はアルコールの製造につきましてこれを政府及び政府の特許、許可または委託を受けた者に限つて認めておりましたが、アルコール製造事業の機構への移管に伴い政府が

つきまして御説明申し上げます。

現行のアルコール専売法はアルコールの製造につきましてこれを政府及び政府の特許、許可または委託を受けた者に限つて認めておりましたが、アルコール製造事業の機構への移管に伴い政府が

つきまして御説明申し上げます。

現行の国家公務員共済組合法におきましては、

機構にアルコールの製造を行わせることとし、機構にアルコール専売法に基づくアルコールの製造の権能及び義務を付与することとしております。

機構がアルコールの製造を行ふに際しまして、機構がアルコール専売法の定めるアルコール製造者の権能及び義務を付与することとしております。

を行うことといたしております。

第三に、公共企業体等労働関係法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

アルコール専売事業は国の経営する企業として現行の公共企業体等労働関係法の適用の対象となつております。このたびのアルコール製造事業の機構への移管に伴い、国のアルコール専売事業に

公共企業体等労働関係法を適用する必要がなくなるため、同法の適用対象から除外することとし、関係規定の改正を行うこととしております。

第四に、国家公務員共済組合法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

現行の国家公務員共済組合法におきましては、

アルコール専売事業職員について通商産業省共済組合とは別個に独立の共済組合を設けることとされており、これに基づいてアルコール専売共済組合が設置されております。このたびのアルコール専売事業の機構への移管により組合員が大幅に減少し、アルコール専売共済組合を独立に運営することが著しく困難となる等の理由によりアルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合に統合することとし、関係規定の改正を行うことといたしております。

最後に、附則につきまして御説明申し上げます。

附則におきましては、国から機構へのアルコールの製造に関する権利及び義務の承継について規

定するほか、本則による各法律の一部改正に伴う経過措置関係法律の一部改正等所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律の施行日は、一部の規定を除き、本年十月一日といたしております。

以上、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案につきまして、その内容を補足して御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げま

午後零時三十六分散会

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調査法による規制措置等に関する請願

(第二五七六号)(第二五七七号)(第二五七八号)(第二六一〇号)(第二六九一號)(第二六九二号)(第二六九三号)(第二六九四号)(第二六九五号)(第二六九六号)(第二七四七号)(第二七四八号)(第二七四五九号)(第二七五〇号)(第二七五二号)(第二七五三号)(第二七五四号)

二、景気浮揚対策に関する請願(第二八四三号)

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調査法による規制措置等に関する請願

(第二五七六号)(第二五七七号)(第二五七八号)(第二六一〇号)(第二六九一號)(第二六九二号)(第二六九三号)(第二六九四号)(第二六九五号)(第二六九六号)(第二七四七号)(第二七四八号)(第二七四五九号)(第二七五〇号)(第二七五二号)(第二七五三号)(第二七五四号)

三、請願者 茨城県水戸市三の丸二ノ一ノ一 川崎幸五郎 外三百九十八名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調査法による規制措置等に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後鷲谷二ノ二〇 宮崎陽允 外四百九十八名

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

大企業の建設するホテル等について中小企業分野

調査法による規制措置等に関する請願

請願者 幸男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

大企業の建設するホテル等について中小企業分野

調査法による規制措置等に関する請願

請願者 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

大企業の建設するホテル等について中小企業分野

</

調整法による規制措置等に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ一九ノ一

六 中沢富次郎 外千百三十九名
紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六一〇号 昭和五十七年三月二十九日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 岡山県倉敷市大富一、六六六ノ二

永山繁 外二百六十二名
紹介議員 木村 駿男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九一号 昭和五十七年三月三十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市本町一ノ一七ノ一

九 佐藤瑛一 外千百五十四名
紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九二号 昭和五十七年三月三十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 栃木県日光市中宮祠二、四八〇

小平一成 外二百九十六名
紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九三号 昭和五十七年三月三十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 山口市湯田温泉四ノ一ノ五 水野

文雄 外千三百四十三名
紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
第二六九四号 昭和五十七年三月三十日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 秋田県南秋田郡五城目町下夕町六

外八百十四名
紹介議員 伊藤富司 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九五号 昭和五十七年三月三十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 奈良市北市町五九 大東善治 外

四百三十三名
紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九六号 昭和五十七年三月三十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 奈良県天理市丹波市町二六一ノ

三 辻亨 外四百七名
紹介議員 堀内 優夫君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二六九七号 昭和五十七年三月三十一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本九八

〇 稲葉米吉 外二千七百三十八
紹介議員 名

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八三号 昭和五十七年三月三十一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

六 河上登喜 外二百四十六名
紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八四号 昭和五十七年三月三十一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 大分県別府市北浜二ノ一四ノ一

五 鶴田浩道 外千五百四十五名
紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八五号 昭和五十七年三月三十一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 宮崎県小林市細野一、六五四 古

城正徳 外千二百名
紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八四号 昭和五十七年三月三十一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 神戸市北区有馬町一、一八七 風

早喜一 外千五百六十五名
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八三号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 稲葉米吉 外二千七百三十八
紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八四号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

六 河上登喜 外二百四十六名
紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八五号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

六 河上登喜 外二百四十六名
紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八六号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 稲葉米吉 外二千七百三十八
紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八七号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

六 河上登喜 外二百四十六名
紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八八号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 長野市南長野幡下六九二ノ二長野

六 河上登喜 外二百四十六名
紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二七八九号 昭和五十七年四月一日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 大分県別府市北浜二ノ一四ノ一

五 鶴田浩道 外千五百四十五名
紹介議員 後藤 正夫君

よう強く要請する。